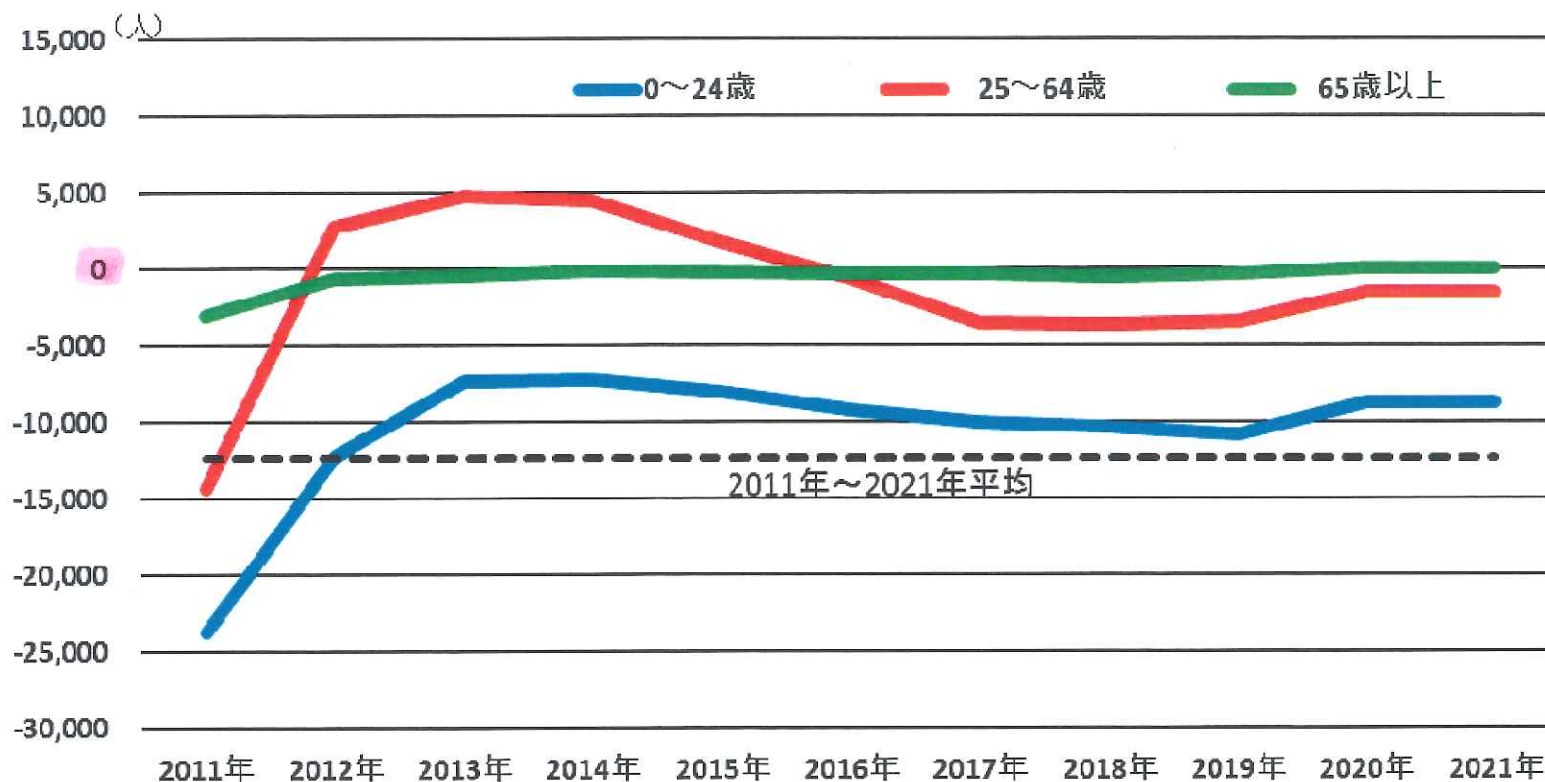


被災3県の年齢別転入・転出超過数（日本人移動者）（2011年～2021年）

男女計

(人)

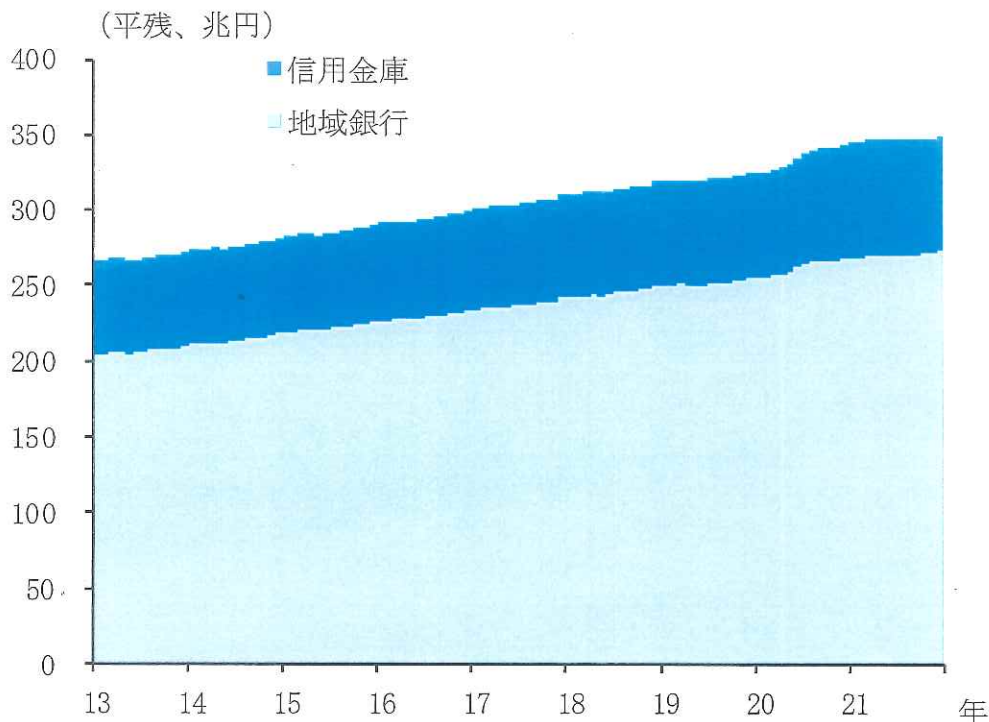
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	11年間の平均
0～24歳	-23,789	-12,240	-7,319	-7,283	-8,039	-9,268	-10,074	-10,355	-10,863	-8,812	-8,218	-10,569
25～64歳	-14,397	2,705	4,796	4,464	1,703	-613	-3,554	-3,643	-3,438	-1,569	-362	-1,264
65歳以上	-3,037	-620	-452	-155	-257	-310	-389	-543	-375	72	154	-537
全年齢合計	-41,223	-10,155	-2,975	-2,974	-6,593	-10,191	-14,017	-14,541	-14,676	-10,309	-8,426	-12,372



(パネル写し)

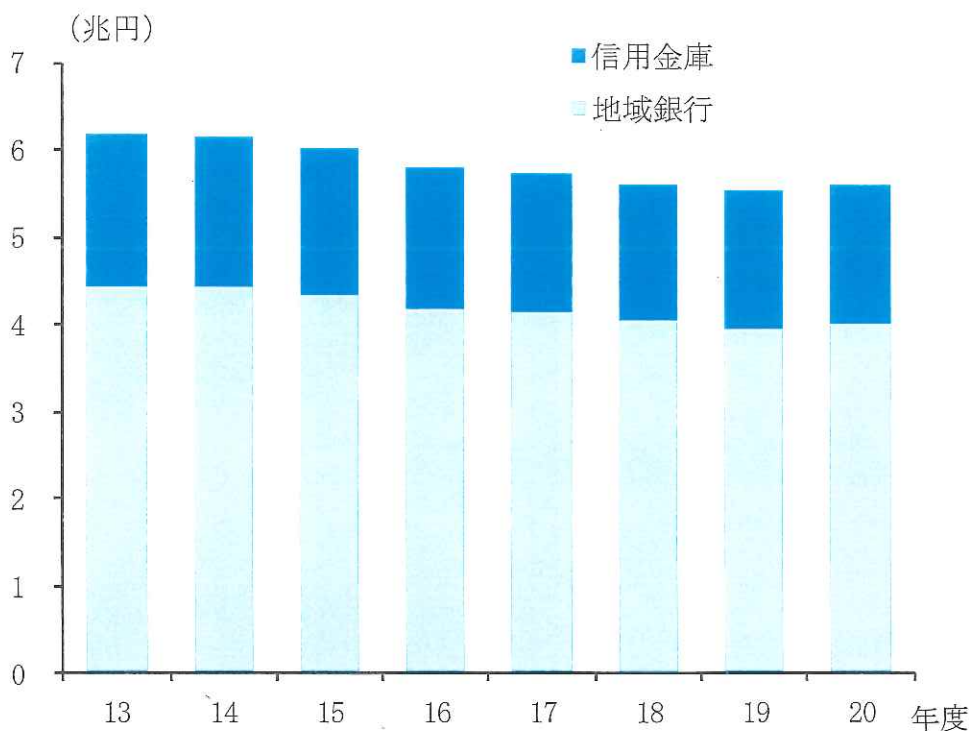
出典：総務省資料を基に階猛事務所作成 令和4年2月2日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

貸出残高の推移



(注)金融機関向け貸出、中央政府向け貸出を含まない。

業務粗利益の推移



(注)国債等債券損益および投資信託解約損益を除くベース。

(パネル写し)

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月2日(水)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

2. 国際卓越研究大学制度（仮称）の構築

2-2. 国際卓越研究大学制度（仮称）の全体像

（1）基本方針の策定

- 国際卓越研究大学制度（仮称）の意義や目標、認定、科学技術振興機構(JST)の助成の実施方針、科学技術・イノベーション政策との連携に関する基本的な事項など制度運用を行う上で指針となる事項を定めた基本方針を、CSTIや関係行政機関と協力した上で、文部科学大臣が策定。

（2）認定・モニタリング等

- 世界と伍する研究大学となるためのポテンシャルを有する大学を、変革への意志（ビジョン）とコミットメントの提示に基づき、国際卓越研究大学（仮称）として、文部科学大臣がCSTIの意見を聴いた上で認定。
- 国際卓越研究大学（仮称）への国の関与の仕組み(例えば、CSTIや科学技術・学術審議会が共同で実施)を構築するとともに、モニタリング等を実施。

（3）支援・規制緩和

- 認定された大学が実施する体制強化の取組に対して、大学ファンドからの助成を含め、総合的な支援を実施。

出典：「世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ（案）」（パネル写し）
総合科学技術・イノベーション会議 令和4年2月1日 より抜粋
令和4年2月2日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

請求の原因

第1 事案の概要について

本件は、学校法人森友学園(以下「森友学園」という。)に対する国有地売却問題(以下「森友学園案件」という。)に関し、財務省近畿財務局の職員であった亡赤木俊夫(以下「亡俊夫」という。)が、被告佐川宣寿(以下「被告佐川」という。)ら幹部の指示に基づき3～4回にわたり決裁文書の改ざんを強制されたことや、かかる改ざん作業及び国会対応等のため長時間労働や連続勤務に従事したことによる心理的負荷が過度に蓄積した結果、平成29年7月上旬頃うつ病を発病し、平成30年3月7日に自殺したことから(以下「本件自殺」という。)、原告が、被告国に対しては国家賠償法に基づく損害賠償の請求を、被告佐川に対しては民法709条に基づく損害賠償の請求を行う事案である。

第2 本件訴訟の目的について

本件訴訟の目的は、第1に、なぜ亡俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかったのか、その原因と経緯を明らかにする点にある。原告は、愛する亡俊夫がなぜ本件自殺に追い込まれたのか、その真相を知る権利を有するし、かつ、義務があると考えている。亡俊夫が本件自殺に追い込まれた原因と経緯がうやむやにされ、本件自殺が無かったことにされることは、原告にとって到底受け入れられるものではない。

第2に、行政上層部の保身と付度を目的とした軽率な判断や指示によって、現場の職員が苦しみ自殺することが二度と無いようにする点にある。原告は、本件訴訟を通じて行政内部の様々な問題点が明らかとなり、今後これらの問題点を踏まえて適切な対策が取られることで、亡俊夫のように自殺に追い込まれる現場の職員が二度と現れないことを心から願っている。

第3に、亡俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのような嘘の答弁が行われたのかについて、公的な場で説明するという点にある。亡俊夫は、本件自殺の直前に作成した手記において、「この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。(55才の春を迎えることができない悔さと怖さ)」と記載した。すなわち、亡俊夫は、生前、森友学園案件に関連して行われた改ざん等について自ら説明をすることを望んでいた。しかし、うつ病の発病と本件自殺によって自ら説明することはできなかった。

被告らは、かかる本件訴訟の目的を十分に踏まえた上で、法律上及び事実上の主張を真摯に行い、誠実に証拠を提出し、証人尋問に協力すべきである。

出典：赤木さん損害賠償請求事件「訴状」より抜粋
令和4年2月2日(水)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1(3ページ)における請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫(亡俊夫)が作成したファイル一式(本件文書の写し)など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出してきた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及び肉体面に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原告の請求を認諾するものである。

以上

(パネル写し)

出典：赤木さん損害賠償請求事件「被告国第4準備書面」より抜粋
令和4年2月2日(水)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

局が国会対応の観点から作業を行うならば、一定の協力は行うものと整理された。

⑦ 他方、本省理財局においては、国会審議への対応や、国会議員等からの説明要求や資料要求等への対応に追われており、「文書3(売払決議)」の書き換え内容については、平成29年3月20日(月・祝)に、理財局長を含めて改めて議論を行うこととなった。その際、理財局長からは、同年2月から3月にかけて積み重ねてきた国会答弁を踏まえた内容とするよう念押しがあった。遅くともこの時点までには、理財局長も、決裁文書の書き換えを行っていることを認識していたものと認められる。同日の議論を踏まえて、翌日21日(火)までに、売払いに至る経緯を加筆した案が作成され、近畿財務局に共有された。

⑧ 「文書3(売払決議)」のほか、「文書1(貸付決議①)」について同様の作業が必要となることは、本省理財局の幹部職員の間で認識されており、平成29年3月20日(月・祝)に理財局長も含めて議論を行った上で、書き換え案が近畿財務局に共有された。

⑨ しかし近畿財務局側では、その時期、統括国有財産管理官の配下職員による本省理財局への反発が更に強まっていたため、本省理財局においては、各種決裁文書の書き換え案として近畿財務局に送付した内容が実際にどの程度反映されているのか、確認できない状況が続いた。

出典：「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」
平成30年6月4日 財務省 より抜粋

赤木 俊夫 (近財)

差出人: [REDACTED] <[REDACTED]@mof.go.jp>
送信日時: 2017年3月20日曜日 22:49
宛先: 楠 敏志 (近財); 小西 眞 (近財); 池田 靖 (近財); 赤木 俊夫 (近財); [REDACTED] (近財); [REDACTED] (近財)
CC: 田村嘉啓; [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]
件名: 取得要望書について
添付ファイル: 取得要望書.ZIP

お世話になっております。
標記の件につきまして、本日、別添資料にて局長説明を行いましたので、送付します。
今後の予定ですが、明日、別添資料(マスキングバージョンのみ)にて与党廻りを行い、その結果を局長に御報告の上、民進党に出すかどうか決定することとなります。
その際は、当方からその旨連絡します。

なお、本日、売払決議につきまして、局長説明を行いました。局長からの指示により、調書につきましては、現在までの国会答弁を踏まえた上で、作成するよう直接指示がありましたので、改めて、調書を修正後、局長説明を行う予定です。今後とも宜しくお願いします。PWは [REDACTED] です。

審理室 [REDACTED] 様

添付ファイル 取得要望書.ZIP はパスワードで保護されているため、ウイルス検索を実行できませんでした。

(パネル写し)

5

出典：「赤木ファイル」P.165

令和4年2月2日(水) | 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

検証委員会の実事認定、評価等

※報告書を基に国交省にて作成

1. 合算問題

2. 二重計上問題

3. 事後対応問題

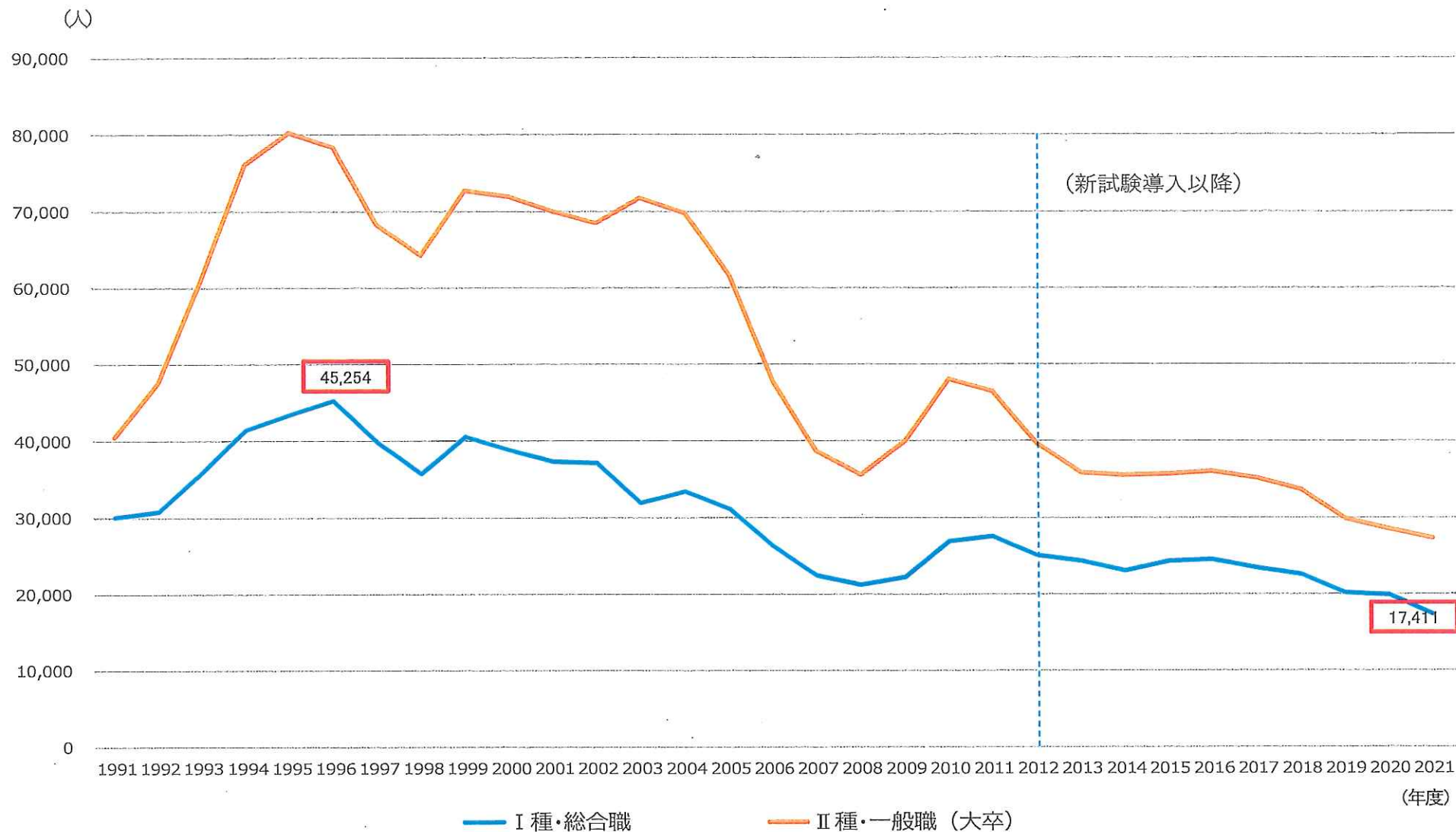
第4章 事実認定関係	第5章 評価	第6章 原因論	第7章 再発防止策
<p>○H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。(P13イ)</p> <p>○合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。(P15)</p>	<p>①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、</p> <p>②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、不適切。(P32ア)</p>	<p>(●直接的原因 ◎間接的原因)</p> <p>●人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。</p> <p>◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。(P38-39)</p>	<p>① 業務過多の解消</p>
<p>○H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、回収率の逆数を乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。(P17ウ)</p> <p>○二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。(P18-19)</p>	<p>○過月分が本来提出されるべき月と、実際に提出された月で二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。(P36ア)</p> <p>○各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもいなかったことが過大推計を引き起こした理由(P36イ)</p>	<p>●集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。</p> <p>◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の中で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景。また、係長以下の業務過多。(P39-40)</p>	<p>② 統計を統合的に理解する職員の配置</p> <p>③ 職員の専門知識の習得</p> <p>④ 専門家との相談体制の構築</p>
<p>○H31.1の一斉点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。(P21)</p> <p>○室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。(P23-31)</p> <p>○この間R1.12分からは、政総審の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でダブルテープを貼り合算していた。(P24-25)</p>	<p>○R1.12分からの前月分合算は、まずは、総務省に報告し意見を確認した上で決定すべきと思われる。</p> <p>○会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告もR2.10に合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。</p> <p>○R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。</p> <p>○一斉点検で報告しなかったのは事なかれ主義の現れ。(P37-38)</p>	<p>●「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識</p> <p>◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題</p> <p>◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題 (P40-41)</p>	<p>⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成</p>

このほかに、第1章概要等、第2章建設受注統計調査、第3章統計室、第8章追補、第9章終わりに(委員長及び委員長代理より)

出典：「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会報告書の概要」
 令和4年1月 国土交通省 大臣官房(監察担当)より抜粋
 令和4年2月2日(水) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(パネル写し)

国家公務員採用試験申込者数の推移【1991年度以降】



【人事院年次報告書等より内閣人事局が作成】

出典：人事院年次報告書より内閣人事局作成資料

令和4年2月2日(水) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

(パネル写し)